

岩手県告示第304号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について同条例第10条第1項の規定により述べた意見について、同条第4項の規定により、次のとおり当該意見についての見解及びその理由の報告があった。

平成26年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社コメリ
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）コメリパワー北上店 北上市藤沢15地割121番2ほか
- 3 意見の概要 車両の入退店に伴う交通渋滞が予測されることから、関係機関と十分協議の上、適切な入退店経路の設定や案内表示看板の設置など周辺の交通渋滞発生を回避する措置を講じること。
- 4 当該意見についての見解及びその理由の概要 施設の設置により、周辺道路における交通への影響が予想されるため、交通管理者と十分な協議を行い、案内表示看板の設置による来店経路の誘導などの対策を行う。
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成26年4月8日から同年5月8日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに北上市役所、花巻市役所、奥州市役所、西和賀町役場及び金ヶ崎町役場